



平成21年(行コ)第79号

控訴人 市民オンフース・ハーネン 栃木外二名
被控訴人 宇都宮市長 佐藤栄一 外一名

2010(平成22)年4月22日

被控訴人 宇都宮市長 佐藤栄一

代理人弁護士 阪口



被控訴人 宇都宮市上下水道事業管理者津田利幸

代理人弁護士 渋川孝



東京高等裁判所第2民事部御中

準備書面(4)

1 改めて述べるまでもなく、本件の主たる争点は宇都宮市に湯西川ダム建設事業に参画する必要性・合理性がないことが明かであって、ダム使用権設定申請を取り下げるべきことが明かであるにもかかわらず、被控訴人市長において漫然と繰出金の支出負担行為及び支出命令をしたかどうか、また宇都宮市にとって湯西川ダム建設事業に参画する必要がないことが明かで、被控訴人管理者がした支出負担行為に、宇都宮市の健全な財政運営の見地から看過し得ない重大な瑕疵が存するかどうかということである(原判決34頁)。

2 この点に関して、原判決は宇都宮市には湯西川ダム建設事業に参画し湯西川ダムからの取水を得る合理的な必要があると認め、控訴人らの主張にかかる再評価義務やその違反の有無にかかわりなく被控訴人市長がダム使用権設定申請を取

り下げるべき義務を負うという結論はとることができないと判断し、さらに宇都宮市がダム使用権設定申請を取り下げるべきことが明かであるとは言えないと認定して、被控訴人市長が特ダム負担金を補助するために行う繰出金の支出負担行為及び支出命令が違法であるとは言えず、また被控訴人管理者が本件各支出について行う支出負担行為が違法であると言えないという判断を示した。そして、宇都宮市にとって湯西川ダム建設事業に参画する必要がないことが明かとは言えず、被控訴人管理者がした支出負担行為に重大な瑕疵が存し、無効と評価されるとは言えず、したがって国、栃木県及び基金からの納入通知書等に看過し得ない瑕疵が生じているとは認められず、被控訴人管理者が本件各支出について行う支出命令が違法であるということはできないと結論づけた(原判決48~9頁)。

3 ところで、控訴人らの2010(平成22)年4月19日付準備書面(3)の主張は、要するに湯西川ダム環境影響評価書は不十分であって本件湯西川ダム建設事業は環境影響評価義務という重大な義務に反するというものであるが、その内容は専ら控訴人ら独自の見解にすぎず、控訴人らの請求を理由あらしめるものではないこと明かである。実際、既にこの点について、原判決もその49頁において湯西川ダム建設事業の主体は国であり、同事業に関し(上記)自然環境への影響をいかに考慮するかは基本的に国の政策的判断にゆだねられていると指摘し、湯西川ダム建設事業の明白な違法性や著しい不合理を基礎付けるべき事情も認められないと述べている。

4 以上のとおり、控訴人らの主張は全く理由がない。